

私立学校被災生徒等授業料等減免補助金交付要綱

平成24年1月5日

23生私振第1005号

生活文化局長決定

一部改正平成24年4月20日24生私振第211号

一部改正平成25年5月15日25生私振第157号

一部改正平成26年5月29日26生私振第343号

一部改正平成27年5月1日27生私振第32号

一部改正平成28年4月1日28生私振第13号

一部改正平成28年11月11日28生私振第1098号

一部改正平成29年4月3日29生私振第100号

一部改正平成30年7月2日30生私振第607号

一部改正令和元年6月28日31生私振第597号

一部改正令和2年3月19日31生私振第1872号

一部改正令和2年6月15日2生私振第490号

一部改正令和3年7月13日3生私振第516号

第1 通則

私立学校被災生徒等授業料等減免補助金（以下「補助金」という。）の交付については、被災児童生徒就学支援等事業交付金交付要綱（平成27年4月9日文部科学大臣裁定）、被災児童生徒就学支援等事業実施要領（東日本大震災）（平成27年4月9日文部科学大臣裁定）第2 3、被災児童生徒就学支援等事業実施要領（大規模災害等）（平成28年11月30日文部科学大臣裁定）第3 3、東京都私立学校教育助成条例（昭和53年東京都条例第10号。以下「条例」という。）第4条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 補助の目的及び補助対象期間

この補助金は、東京都内に所在する私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園（以下「私立学校等」という。）を設置する者（以下「設置者」という。）が東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所事故（以下「福島第一原子力発電所事故」という。）による被災地域において被災したことに起因する事情又は大規模災害に起因する事情で家計が急変した幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）へ授業（保育）料、入学（入園）料、施設整備費など実質的に授業料と同等と見なすことができる納付金（以下「授業料等」という。）の減免措置（以下「補助事業」という。）を行う場合において、都はこれに必要な経費について予算の範囲内で補助金を交付することにより、生徒等の就学機会の確保に資することを目的とする。

ただし、大規模災害に起因する事情により行う減免措置については、補助対象期間を大規模災害発災後の支援初年度から3年以内とする。

第3 補助対象者

1 この補助金の交付の対象者は、東京都内に所在する以下の私立学校等の設置者とする。

(1) 福島第一原子力発電所事故による場合

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定により、東京都内に所在する私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校（全日制課程及び定時制課程）及び特別支援学校を設置する学校法人

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）、附則第6条の規定による私立の幼稚園

を設置する者（私立幼稚園教育振興事業費交付要綱実施細目（平成13年10月12日付13生文私振第494号生活文化局長決定）の規定に準ずる者を含む。）

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する学校法人

(2) 大規模災害による場合

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定により、東京都内に所在する私立の小学校、中学校、高等学校（全日制課程及び定時制課程）及び特別支援学校を設置する学校法人

ただし、支援初年度の翌年度以降は、原則として小学校、中学校、特別支援学校（高等部以外）を設置する学校法人のみを対象とする。

2 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人その他の団体の代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

第4 用語の定義

1 東日本大震災

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する災害で、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）第2条第1項及び第2項に規定する区域（以下「東日本大震災特定被災区域」という。）での災害をいう。

2 原子力災害被災地域

福島第一原子力発電所事故による次のいずれかの地域又は地点をいう。

(1) 警戒区域又は計画的避難区域

(2) 緊急時避難準備区域若しくは屋内退避指示が出ていた区域又は特定避難勧奨地点のうち市町村の判断により居住者が避難した地点

3 大規模災害

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。）に基づき、激甚災害（本激）に指定され、尚且つ甚大な被害をもたらした災害（地震は最大震度が7以上であるものに限る。）のうち、文部科学大臣が支援を行うことが必要と認める災害をいう。

4 保護者

学校教育法（昭和22年法律26号）第16条に規定する保護者をいう。保護者がいない場合は、当該生徒等の生計を維持している者を保護者とみなす。

第5 補助事業

1 対象事業

設置者が行う、原子力災害被災地域における福島第一原子力発電所事故による被災に起因する事情又は大規模災害に起因する事情による保護者の失職、倒産、死亡等又は家屋の流失損壊等で家計が急変し、授業料等の納付が困難となった生徒等に対する、当該費用の減免措置を対象とする。

2 対象者

(1) 福島第一原子力発電所事故による場合

ア 原子力災害被災地域における福島第一原子力発電所事故による被災を起因とした

事情で家計が急変し、授業料等の納付が困難となった私立学校の幼児児童生徒で、補助金交付年度の4月1日から3月31日までの間に在学実績があり、補助金交付年度においても引き続き授業料等の納付が困難である生徒等とする。ただし、避難先に定住していた又はすることの意思確認がなされた場合には対象外とする。

イ 私立幼稚園のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条に定める特定教育・保育施設及び幼保連携型認定こども園については、支援法第19条第1項に掲げる小学校就学前子どもとして同法第20条第4項に定める認定を受けた幼児を対象とする。

ウ 年収約590万円未満の世帯であること。

(2) 大規模災害による場合

以下の要件を全て満たす者とし、支援初年度の翌々年度は、前年度までに当該学校へ入学した者のみ対象とする。

ア 大規模災害に起因して家計が急変し、授業料等の納付が困難となった私立学校の児童又は生徒で、補助金交付年度の4月1日から3月31日までの間に在学実績があり、補助金交付年度においても引き続き授業料等の納付が困難である生徒であること。

なお、避難先に定住した又はすることの意思確認がなされた場合には原則として対象外とする。ただし、被災した生徒等又は保護者が大規模災害の発災以前から都内に在住していた場合等は、この限りではない。

イ 年収約590万円未満の世帯であること。

3 2に規定する生徒等には、学校が学籍に関する記録を残さない事実上の就学をしている者も含むものとする。

4 福島第一原子力発電所事故又は大規模災害により被災したことの認定方法

(1) 発災時に、生徒等又は保護者が原子力災害被災地域又は大規模災害で被害のあった市町村（以下「被災区域」という。）に在住していたこと。

発災時に、生徒等又は保護者が原子力災害被災地域又は大規模災害の被災区域に在住していたことは、下記により確認する。

ア 罹災証明書又は被災証明書による確認

イ アによらない場合、発災時に、生徒等又は保護者が原子力災害被災地域又は大規模災害に係る災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）の適用を受けた区域に在住していたことを証する書類（運転免許証、健康保険証、住民票等）による確認

ウ その他知事が認める方法による確認

(2) (1)によらない場合、原子力災害被災地域における福島第一原子力発電所事故による被災を起因とした事情又は大規模災害による被災を起因とした事情であることを証する書類（勤務先の罹災証明書、被災証明書等）

5 家計が急変し、授業料等の納付が困難であることの認定方法

原子力災害被災地域における福島第一原子力発電所事故による被災を起因とした事情又は大規模災害に起因する事情で保護者の家計が急変し、授業料等の納付が困難であることは、下記により確認する。

(1) 福島第一原子力発電所事故による場合

ア 所得証明書等による確認

イ その他知事が認める方法による確認

(2) 大規模災害による場合

所得証明書などにより確認する。

なお、大規模災害発災後の支援初年度又は翌年度において、所得証明書等による通常の手続きでは確認が困難である場合には、以下の確認方法を用いて認定する。

- ア 被災により主たる家計維持者が死亡したことが確認できる書類による認定
- イ 被災により主たる家計維持者が離職・休職したことが確認できる書類による認定
- ウ 被災による市町村民税の特別措置に基づく区市町村民税、固定資産税等の減免を証明する書類の確認による認定 など

第6 補助対象経費・補助限度額・補助率

学校種ごとの補助対象経費、補助限度額及び補助率は別表のとおりとする。

第7 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする設置者は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に定める書類を添えて知事に提出するものとする。

- 1 減免対象者名簿（別記第2号様式）
- 2 生徒等又は保護者が原子力災害被災地域若しくは大規模災害の被災区域に在住していたことを証する書類又は原子力災害被災地域における福島第一原子力発電所事故による被災を起因とした事情若しくは大規模災害による被災を起因とした事情であることを証する書類（勤務先の罹災証明書、被災証明書等）
- 3 経済的に就学が困難であることが確認できる書類
 - (1) 福島第一原子力発電所事故による場合
所得証明書等、年収約590万円未満の世帯であり、経済的に就学が困難であることを証明できる書類
 - (2) 大規模災害による場合
所得証明書等、年収約590万円未満の世帯であり、経済的に就学が困難であることを証明できる書類
ただし、大規模災害発災後の支援初年度又は翌年度において、所得証明書等による通常の手続きでは確認が困難である場合には、以下の確認方法を用いて認定する。
 - ア 被災により主たる家計維持者が死亡したことが確認できる書類による認定
 - イ 被災により主たる家計維持者が離職・休職したことが確認できる書類による認定
 - ウ 被災により、市町村民税の特別措置に基づく区市町村民税、固定資産税等の減免を証明する書類の確認による認定 など
- 4 生徒等へ授業料等の減免措置を実施したことを証する書類
- 5 授業料等減免対象生徒等在学状況確認書（別記第3号様式）
- 6 生徒等が授業料等の減免に係る他の補助金及び東日本大震災又は大規模災害発災前から既に授業料の減免を受けている場合、その額が確認できる書類
- 7 学則
- 8 事実上の就学者に対して減免措置を行った場合、事実上の就学者への授業料等の徴収及び減免に関する根拠資料

第8 補助金の交付の決定及び通知

- 1 知事は、第7に規定する補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の目的に適合し交付を適当と認めたときは交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により、交付しないことを決定したときは補助金不交付決定通知書（別記第5号様式）により設置者に通知する。
- 2 知事が認めた場合には、補助を受けようとする者が、第3-2に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

第9 交付の条件

補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するため次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、補助事業に要する経費に使用するものとし、この目的以外に使用し、又は交付決定の内容に定められた執行方法に反して使用してはならないこと。
- (2) 補助事業は、補助金交付年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければ

ばならない。この期間中に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により知事に報告しその処理について指示を受けなければならない。

- (3) 補助金を受けて補助事業を行う設置者（以下「補助事業者」という。）は、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- (4) 知事が東京都職員をして、この補助事業について、帳簿及び証拠書類等を調査させた場合又は報告を命じた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 知事は、(4)による調査又は報告により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命ずるものとする。

- (6) 補助事業者が(5)の命令に違反したときは、知事は、この補助事業の遂行について一時停止を命ずることがあり、この場合においては、補助事業者は、指定する期日までに交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を採らなければならない。

- (7) 補助事業者は、第7又は第11の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならない。

- (8) 上記のほか、知事が特に必要と認める場合は、条件を付することができる。

第10 申請の撤回

補助金の交付の決定通知に際して、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に異議があるときは、当該通知受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知するものとする。

第11 実績報告

補助事業者は、補助事業の終了後、実績報告書（別記第6号様式）を知事に提出するものとする。

第12 補助金の額の確定

知事は、第11の規定による実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（別記第7号様式）により補助事業者に通知する。

第13 是正のための措置

知事は、第12の規定による審査又は調査により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に定める事項に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることができる。

第14 決定の取消し

- 1 知事は、この補助金の交付の決定を受けた補助事業者が、次の各号の一に該当した場合は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (4) 条例第6条第1項の各号の一に該当する場合
- (5) 本要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
- (6) 補助事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当す

るに至ったとき。

(7) 第7又は第11の規定により提出した書類に不実の記載があった場合

(8) 第9の(7)に規定する報告を受けた場合

(9) その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じた場合

2 1の規定は、第12の規定による補助金の額の確定があった後においても適用することができるものとする。

第15 補助金の返還

1 知事が、第14の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者は、知事が指定する期日までに、当該取消額を返還しなければならない。

2 知事が、第12の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者は、知事が指定する期日までに、当該超過額を返還しなければならない。

第16 違約加算金及び延滞金

1 知事が、第14の(1)から(7)までの規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額の控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 知事が、補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第17 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、当該未納の補助金等の額の限度において、その交付を一時停止し又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

第18 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、条例、東京都私立学校教育助成条例施行規則（昭和53年東京都規則第82号）及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年度の補助金から適用する。ただし、平成 30 年度以前に本事業の対象となった災害に係る経費については従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年度の補助金から適用する。ただし、平成 30 年度以前に本事業の対象となった災害に係る経費については従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 3 年度の補助金から適用する。

1 東日本大震災対応分

	事業内容	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額 (1人当たり)
幼稚園 幼保連携型 認定こども園 特別支援学校幼稚部	授業料等 の減免措置	設置者	授業料等の 減免額	減免額の 10/10	414,674 円
小学校 特別支援学校小学部					852,863 円
中学校 特別支援学校中学部					807,656 円
高等学校 特別支援学校高等部					748,924 円

注1：補助金交付申請額は千円未満切捨てとなる。

注2：子育てのための施設等利用給付、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金（昭和58年7月12日付58総学一第138号総務局長決定）、その他授業料等の軽減に係る補助金を受ける園児並びに東日本大震災発災前から既に保育料等の軽減措置を受ける園児については、当該支給額を先に控除し、なお保育料等について負担が生じる場合、当該負担部分について本補助金が適用される。

注3：私立高等学校等就学支援金（平成22年4月1日付22生文私振第72号生活文化局長決定）、公益財団法人東京都私学財団私立高等学校等授業料軽減助成金（平成23年4月1日制定）、その他授業料等の軽減に係る補助金を受ける生徒等並びに東日本大震災発災前から既に授業料等の軽減を受ける生徒については、当該軽減額を先に控除し、なお授業料等について負担が生じる場合、当該負担部分について本補助金が適用される。

2 大規模災害対応分

	事業内容	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額 (1人当たり)
小学校 特別支援学校小学部	授業料等 の減免措置	設置者	授業料等 の減免額	減免額の 10/10	852,863 円
中学校 特別支援学校中学部					807,656 円
高等学校 特別支援学校高等部 (注1)					396,000 円 (297,000 円) (注1)

注1：高等学校（中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校（高等部）を含む。）の授業料の減免に係る経費は、年間 396,000 円（中途退学した後、再び高等学校で学び直す者の授業料の減免に係る経費は、年間 297,000 円）を上限とする。

なお、当該経費については、原則、支援初年度のみ対象とし、翌年度においては、所得証明書等による通常の手続きでの確認ができない場合に限る。

注2：補助金交付申請額は千円未満切捨てとなる。

注3：私立高等学校等就学支援金（平成22年4月1日付22生文私振第72号生活文化局長決定）、公益財団法人東京都私学財団私立高等学校等授業料軽減助成金（平成23年4月1日制定）、その他授業料等の軽減に係る補助金を受ける生徒等並びに大規模災害発災前から既に授業料等の軽減を受ける生徒については、当該軽減額を先に控除し、なお授業料等について負担が生じる場合、当該負担部分について本補助金が適用される。